

Q： 粉じん障害防止規則第 22 条（特別の教育）では、対象者を「特定粉じん作業を行う労働者」としているが、特定粉じん以外の作業であれば、特別教育の必要はないのか？

A： ご質問の件、下記の通り回答しますので参考にしてください。

#### 記

1. 特別教育の根拠は、安衛法第 59 条第 3 項です。この規定において、事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働大臣の定めるものに労働者をつかせるときは・・・（中略）・・・当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。」となっています。つまり、特別教育の対象となるのが厚生労働大臣が定める危険又は有害な業務（特別教育を必要とする業務）となります。
2. 厚生労働大臣が定めるものは、安衛則第 36 条（特別教育を必要とする業務）に規定されています。粉じん業務については、安衛則第 36 条第 29 号に該当する作業に係る業務が特別教育の対象となります。
3. 安衛則第 36 条第 29 号の規定の対象となる粉じん業務（特別教育を必要とする業務）については、当該条文により粉じん障害防止規則（以下「粉じん則」という。）第 2 条第 1 項第 3 号の特定粉じん作業に係る業務（特別教育を必要とする業務）となっています。  
なお、粉じん則第 2 条第 1 項第 3 号の特定粉じん作業に係る業務（特別教育を必要とする業務）は、同規則第 2 条第 1 項第 1 号の粉じん作業（粉じん則別表第 1）のいずれかに該当するものをいいます。  
さらに同規則第 2 条第 1 項第 2 号において、特定粉じん発散源を粉じん則別表第 2 に掲げる箇所をいう。とし、同規則第 2 条第 1 項第 3 号において、特定粉じん作業を、粉じん作業（粉じん則別表第 1）のうち、その粉じん発生源が特定粉じん発生源（粉じん則別表第 2）であるものをいう。と特定粉じん作業を定義しています。
4. よって、安衛法の規定により特別教育が必要な業務は、厚生労働大臣が定める危険又は有害な業務が対象となり、そのうち粉じん業務として特別教育が必要な業務は前記 1. 2. 3. のとおり粉じん作業のうち、その粉じん発生源が特定粉じん発散源（粉じん則別表第 2）である特定粉じん作業に係る業務が対象となります。  
なお、法律の規定上は特定粉じん作業に係る業務が特別教育の対象となりますので、それ以外の作業における業務は対象とならないということになります。
5. 補足  
粉じん作業に係る業務の特別教育については、法律の規定上は特定粉じん作業に係る業務が対象となりますが、事業者がそれ以外の粉じん作業に係る業務についても特別教育の必要があると判断した場合、当然実施しても何ら問題なく、むしろ実施して必要な知識を付与した方が粉じんばく露防止対策上は良いと思われます。

以上